◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

1　工事名

①　令和５年度　23号豊川橋橋梁補強工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

②　令和５年度　302号地蔵川高架橋橋梁補強補修工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

2　工事場所

①　愛知県豊橋市清須町～高洲町

②　愛知県名古屋市西区比良～北区大我麻町

3　工事内容

①　工事対象橋梁　豊川橋（上り線）橋梁補強工　１式、橋脚巻き立て工　１式、仮設工　１式

②　工事対象橋梁　地蔵川高架橋（上り線・下り線）橋梁補強工　１式、橋脚巻き立て工　１式、舗装工　１式、橋梁付属物工　１式、仮設工　１式

4　全体工期

①　契約締結日の翌日から令和８年９月30日まで

②　契約締結日の翌日から令和７年９月30日まで

（但し、①・②令和５年12月４日までに工事の始期を設定すること。）

工事を施工しない日　設計図書のとおり

工事を施工しない時間帯　設計図書のとおり

本工事は、受注者が全体工期内で工事の始期を任意に設定することができるフレックス工期を採用した工事であり、前余裕期間を設定している。

前余裕期間とは、契約の締結から工事の始期までの期間をいう。

工事の始期までの前余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、前余裕期間の間は現場への資材の搬入や仮設物の設置等、現場での実際の工事のための準備は行ってはならないが、現場での作業を伴わない工事実施に向けての必要な以下に示す内業等はできる。

・資機材の手配（契約等）
・下請け業者との契約
・発注者との打合わせ
・その他、発注者が認めたもの

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

5　担当部局　〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２丁目５番１号名古屋合同庁舎第２号館

中部地方整備局総務部契約課調査係　電話052―953―8138

メールアドレス　cbr-shikaku@mlit.go.jp

6　申請の時期

令和５年６月28日から令和５年７月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）なお、やむを得ない場合は、令和５年７月12日以降においても、随時、申請を受け付けるが、最終期限は令和５年８月25日とする。

7　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、令和５年６月27日から令和５年８月25日まで「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、５の担当部局において交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、電子メール又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）により申請すること。申請書の押印は不要とする。また、「電子入札システム」による申請は認めない。

（電子メール送付先）５に同じ。送付後、電話にて着信確認の連絡をすること。電子メール送付時の件名は「特定ＪＶ申請書」（令和５年度　23号豊川橋橋梁補強工事）又は「特定ＪＶ申請書」（令和５年度　302号地蔵川高架橋橋梁補強補修工事）とすること。

（郵送送付先）５に同じ。（期日までに必着すること。）

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（８⑸の条件を満たすものに限る。）の写し

②　８⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（「入札公告（建設工事）」（令和５年６月27日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式22）

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

8　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については令和４年10月３日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）を確認した上で特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における橋梁補修工事の令和５・６年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和５・６年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、経常建設共同企業体は、構成員として認めない。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和５年７月11日において次の要件を満たすものとする。

①　平成20年度以降に元請けとして、次に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、当該実績が入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

【企業】同種工事：下記の要件を満たす橋梁補修工事の施工実績を有すること。

耐震補強工（水平力分担構造）の施工実績

同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、企業の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件を同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。

・耐震補強工（コンクリート巻き立て）

②　当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。